

東久留米市公式 X (エックス) 運用要領

平成 27 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 この要領は、東久留米市（以下、「市」という。）が X（以下、「X（エックス）」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X（エックス） X 社が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーク・サービスのことをいう。
- (2) 公式 X（エックス） 市が設置・運用する X（エックス）をいう。
- (3) アカウント X（エックス）を設置・運用するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (4) 運用方針 公式 X（エックス）の運用方針や取り決めにいう。
- (5) ポスト X（エックス）に記事を投稿する行為および投稿された記事をいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのポストに返信をすることをいう。
- (7) リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第 3 公式 X（エックス）の運営主体は市とし、アカウントの管理、ポストの発信は秘書広報課が行う。ただし、防災防犯情報に係るアカウントの管理、ポストの発信は防災防犯課が行う。また、図書館に係るアカウントの管理、ポストの発信は図書館が行う。所得税等の確定申告情報に係るアカウントの管理、ポストの発信は課税課が行う。

2 ユーザー名は、秘書広報課が管理するものが@higashikurume_p、防災防犯課が管理するものが@higashikurume_b、図書館が管理するものが@higashikurume_t、課税課が管理するものが@higashikurume_k とする。

(運用者の明示)

第 4 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式 X（エックス）のユーザー名を市ホームページ上に明示するものとする。

2 市の公式アカウントは、秘書広報課が管理するアカウント及び防災防犯課が管理するアカウント並びに図書館が管理するアカウントのみとする。

(運用方針の策定)

第 5 公式 X（エックス）の運営主体および発信する内容、発信方法について運用方針を策

定するものとする。

(掲載内容)

第6 X(エックス)で、次に掲げるものをポストするものとする。

- (1) 市ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 市からの何らかの手段で市民等に情報提供したもの
- (3) その他公式アカウントを管理する部署の長(以下、「管理部署の長」という。)が適当と認めるもの

(制限事項)

第7 リプライは原則行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等が発信したポストで、管理部署の長が認める場合はこの限りではない。

2 リポストは原則行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等が発信したツイートで、管理部署の長が認める場合はこの限りではない。

3 フォローは原則行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等が開設したアカウントで、管理部署の長が認める場合はこの限りではない。

(ウェブサイトとのリンク)

第8 リポストに記載するリンクのリンク先は、原則として市ホームページのみとする。

ただし、行政機関及び公共的機関等が開設したウェブサイトで、特に管理部署の長が必要と認める場合はこの限りではない。

(停止または削除)

第9 市は、運用が困難になった場合、その理由を市ホームページに明記し、公式X(エックス)を速やかに停止または削除するものとする。

(その他)

第10 この要領の実施について必要な事項は、秘書広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月9日から施行する。